

開発許可申請の手引き 新旧対照表

注：修正箇所が多数あるため、主要な箇所を対照表としてまとめたものです。必ず本編の赤字箇所をご確認願います。

頁	項目	改 正 後	改 正 前	備 考																																																																																																																																																																																																																																																										
9	I 編・第 1 章 開発許可制度 7. 開発許可の 技術的基準	7 開発許可の技術的基準（法第 33 条） 開発許可の申請にあたっては、その設計が下表の基準に適合しているものであること。 ただし、開発行為の内容によって基準の適用事項に異なるものがある。 なお、詳細については、「Ⅱ 編,開発許可技術基準 P.76～」を参照すること。 <table><tr><th rowspan="3">技術基準</th><th colspan="4">建築物</th><th colspan="3">特定工作物</th></tr><tr><th rowspan="2">一般^{※1}</th><th rowspan="2">自己^{※2} 居住用</th><th colspan="2">自己業務用^{※3}</th><th rowspan="2">一般</th><th colspan="2">自己用</th></tr><tr><th>1ha未満</th><th>1ha以上</th><th>1ha未満</th><th>1ha以上</th></tr><tr><td>1 用途地域適合</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>2 道路等の公共空地等^{※4}</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>3 排水施設</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>4 給水施設</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>5 地区計画等</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>6 公共公益施設</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>7 防災安全施設</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>8 災害危険区域^{※5}</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>9 樹木・表土^{※6}</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>10 緩衝帯^{※6}</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td></tr><tr><td>11 輸送施設^{※7}</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr><tr><td>12 資力・信用</td><td>○</td><td>□</td><td>□</td><td>○</td><td>○</td><td>□</td><td>○</td></tr><tr><td>13 工事施行者</td><td>○</td><td>□</td><td>□</td><td>○</td><td>○</td><td>□</td><td>○</td></tr><tr><td>14 権利者同意</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>市街化調整区域における立地条件 （法第34条）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○ ×</td><td>○ ×</td><td>○ ×</td></tr></table> （○印適用、×印不適用、△印開発行為の目的に照らし判断、□印盛土規制法のみなし許可の場合に適用）	技術基準	建築物				特定工作物			一般 ^{※1}	自己 ^{※2} 居住用	自己業務用 ^{※3}		一般	自己用		1ha未満	1ha以上	1ha未満	1ha以上	1 用途地域適合	○	○	○	○	○	○	○	2 道路等の公共空地等 ^{※4}	○	×	○	○	○	○	○	3 排水施設	○	○	○	○	○	○	○	4 給水施設	○	×	○	○	○	○	○	5 地区計画等	○	○	○	○	○	○	○	6 公共公益施設	△	△	△	△	△	△	△	7 防災安全施設	○	○	○	○	○	○	○	8 災害危険区域 ^{※5}	○	×	○	○	○	○	○	9 樹木・表土 ^{※6}	×	×	×	○	×	×	○	10 緩衝帯 ^{※6}	×	×	×	○	×	×	○	11 輸送施設 ^{※7}	×	×	×	×	×	×	×	12 資力・信用	○	□	□	○	○	□	○	13 工事施行者	○	□	□	○	○	□	○	14 権利者同意	○	○	○	○	○	○	○	市街化調整区域における立地条件 （法第34条）	○	○	○	○	○ ×	○ ×	○ ×	7 開発許可の技術的基準（法第 33 条） 開発許可の申請にあたっては、その設計が下表の基準に適合しているものであること。 ただし、開発行為の内容によって基準の適用事項に異なるものがある。 なお、詳細については、「Ⅱ 編,開発許可技術基準 P.74～」を参照すること。 <table><tr><th rowspan="2">技 術 基 準</th><th colspan="2">建 築 物</th><th colspan="2">第一種特定工作物</th><th colspan="2">第二種特定工作物</th></tr><tr><th>一 般</th><th>自 己 用</th><th>一 般</th><th>自 己 用</th><th>一 般</th><th>自 己 用</th></tr><tr><td>1. 用途地域適合</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>2. 道路等の空地</td><td>○</td><td>居住用 × 業務用 ○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>3. 排 水 施 設</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>4. 給 水 施 設</td><td>○</td><td>居住用 × 業務用 ○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>5. 地 区 計 画 等</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>6. 公共公益施設</td><td>○</td><td>△</td><td>○</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td></tr><tr><td>7. 防災安全施設</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>8. 災害危険区域</td><td>○</td><td>居住用 × 業務用 ○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>9. 樹 木 ・ 表 土</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>10. 緩 衝 帯</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>11. 輸 送 施 設</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>12. 資 力 ・ 信 用</td><td>○</td><td>居 住 用 × 業 務 用 小 × 業 務 用 大 ○</td><td>○</td><td>小規模 × 大規模 ○</td><td>○</td><td>小規模 × 大規模 ○</td></tr><tr><td>13. 工事施工者</td><td>○</td><td>居 住 用 × 業 務 用 小 × 業 務 用 大 ○</td><td>○</td><td>小規模 × 大規模 ○</td><td>○</td><td>小規模 × 大規模 ○</td></tr><tr><td>14. 権利者同意</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> （○印適用、×印不適用、△印開発行為の目的に照らし判断 大規模 1 h a 以上、小規模 1 h a 未満）	技 術 基 準	建 築 物		第一種特定工作物		第二種特定工作物		一 般	自 己 用	一 般	自 己 用	一 般	自 己 用	1. 用途地域適合	○	○	○	○	○	○	2. 道路等の空地	○	居住用 × 業務用 ○	○	○	○	○	3. 排 水 施 設	○	○	○	○	○	○	4. 給 水 施 設	○	居住用 × 業務用 ○	○	○	○	○	5. 地 区 計 画 等	○	○	○	○	○	○	6. 公共公益施設	○	△	○	△	△	△	7. 防災安全施設	○	○	○	○	○	○	8. 災害危険区域	○	居住用 × 業務用 ○	○	○	○	○	9. 樹 木 ・ 表 土	○	○	○	○	○	○	10. 緩 衝 帯	○	○	○	○	○	○	11. 輸 送 施 設	○	○	○	○	○	○	12. 資 力 ・ 信 用	○	居 住 用 × 業 務 用 小 × 業 務 用 大 ○	○	小規模 × 大規模 ○	○	小規模 × 大規模 ○	13. 工事施工者	○	居 住 用 × 業 務 用 小 × 業 務 用 大 ○	○	小規模 × 大規模 ○	○	小規模 × 大規模 ○	14. 権利者同意	○	○	○	○	○	○	・盛土規制法によるみなし許可の適用パターンを追加 ・表の区分を改正
技術基準	建築物				特定工作物																																																																																																																																																																																																																																																									
	一般 ^{※1}	自己 ^{※2} 居住用		自己業務用 ^{※3}		一般	自己用																																																																																																																																																																																																																																																							
			1ha未満	1ha以上	1ha未満		1ha以上																																																																																																																																																																																																																																																							
1 用途地域適合	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																							
2 道路等の公共空地等 ^{※4}	○	×	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																							
3 排水施設	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																							
4 給水施設	○	×	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																							
5 地区計画等	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																							
6 公共公益施設	△	△	△	△	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																							
7 防災安全施設	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																							
8 災害危険区域 ^{※5}	○	×	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																							
9 樹木・表土 ^{※6}	×	×	×	○	×	×	○																																																																																																																																																																																																																																																							
10 緩衝帯 ^{※6}	×	×	×	○	×	×	○																																																																																																																																																																																																																																																							
11 輸送施設 ^{※7}	×	×	×	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																																																							
12 資力・信用	○	□	□	○	○	□	○																																																																																																																																																																																																																																																							
13 工事施行者	○	□	□	○	○	□	○																																																																																																																																																																																																																																																							
14 権利者同意	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																							
市街化調整区域における立地条件 （法第34条）	○	○	○	○	○ ×	○ ×	○ ×																																																																																																																																																																																																																																																							
技 術 基 準	建 築 物		第一種特定工作物		第二種特定工作物																																																																																																																																																																																																																																																									
	一 般	自 己 用	一 般	自 己 用	一 般	自 己 用																																																																																																																																																																																																																																																								
1. 用途地域適合	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
2. 道路等の空地	○	居住用 × 業務用 ○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
3. 排 水 施 設	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
4. 給 水 施 設	○	居住用 × 業務用 ○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
5. 地 区 計 画 等	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
6. 公共公益施設	○	△	○	△	△	△																																																																																																																																																																																																																																																								
7. 防災安全施設	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
8. 災害危険区域	○	居住用 × 業務用 ○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
9. 樹 木 ・ 表 土	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
10. 緩 衝 帯	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
11. 輸 送 施 設	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								
12. 資 力 ・ 信 用	○	居 住 用 × 業 務 用 小 × 業 務 用 大 ○	○	小規模 × 大規模 ○	○	小規模 × 大規模 ○																																																																																																																																																																																																																																																								
13. 工事施工者	○	居 住 用 × 業 務 用 小 × 業 務 用 大 ○	○	小規模 × 大規模 ○	○	小規模 × 大規模 ○																																																																																																																																																																																																																																																								
14. 権利者同意	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																								

		※<u>1</u> 一般とは、自己用以外の開発行為（その他）をいう。 例えば、宅地分譲、従業員宿舍、社員用住宅、共同住宅、建売住宅、賃貸住宅、貸事務所、貸店舗、墓園等が該当する。 ※<u>2</u> 自己居住用とは、開発行為を施行する主体が自らの生活の本拠として使用する住宅をいう。 例えば、会社が従業員宿舍の建設のための開発行為、組合が組合員に譲渡することを目的とする住宅の建設のための開発行為は該当しない。 ※<u>3</u> 自己業務用とは、当該建築物内において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われることを目的として使用することをいう。 例えば、個人住宅、分譲又は賃貸のための住宅の建設又は宅地の造成のための開発行為及び賃貸事務所、貸店舗等は該当しないが、ホテル、旅館、結婚式場、中小企業等協同組合が設置する組合員の事業に関する協同施設、企業の従業員のための福利厚生施設等は該当する。 ※<u>4</u> 法第33条第1項第2号の開発行為（自己居住用を除く）を行う場合の公園・緑地等の設置は0.3ha以上を標準とし、政令第25条第6号の但し書きに適合する場合は、この限りではない。 ※<u>5</u> 原則として、法第33条第1項第8号の開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含む場合は、自己の居住の用に供する開発行為以外は認められない。 ※<u>6</u> ただし、法第33条第1項第9号及び10号の開発行為は、1ha以上の場合に必要となる。 ※<u>7</u> ただし、法第33条第1項11号の開発行為は、40ha以上の場合に必要となる。 ※<u>8</u> 上段：第1種特定工作物、下段：第2種特定工作物とする。	※ 一般とは、自己用以外の開発行為（その他）をいう。 例えば、宅地分譲、従業員宿舍、社員用住宅、共同住宅、建売住宅、賃貸住宅、貸事務所、貸店舗、墓園等が該当する。 ※ 自己用（居住用）とは、開発行為を施行する主体が自らの生活の本拠として使用する住宅をいう。 例えば、会社が従業員宿舍の建設のための開発行為、組合が組合員に譲渡することを目的とする住宅の建設のための開発行為は該当しない。 ※ 自己用（業務用）とは、当該建築物内において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われることを目的として使用することをいう。 例えば、個人住宅、分譲又は賃貸のための住宅の建設又は宅地の造成のための開発行為及び賃貸事務所、貸店舗等は該当しないが、ホテル、旅館、結婚式場、中小企業等協同組合が設置する組合員の事業に関する協同施設、企業の従業員のための福利厚生施設等は該当する。 ※ 原則として、法第33条第1項第8号の開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含む場合は、自己の居住の用に供する開発行為以外は認められない。	・表の改正に伴う注意事項の追加、修正等
20	I 編・第1章 開発許可制度 21 他の法律との関係	1. 宅地造成及び<u>特定盛土等規制法</u> <u>開発許可を受けて行う開発行為が盛土規制法の許可を要する規模に該当する場合、当該開発行為は盛土規制法の許可を受けたものとみなされる。</u> <u>これにより、当該開発行為に係る許可後の手続及び規制については、都市計画法の規定のみならず、盛土規制法の規定も適用されることとなるため、開発許可申請を行う際には、盛土規制法担当部署</u>	1. 宅地造成等規制法 宅地造成工事規制区域内において行う開発行為については、開発許可申請にて宅地造成等規制法に基づく許可基準も審査する。	・盛土規制法の運用にあたり、主な必要事項について追加

		<u>との事前協議を行い、協議内容及びその結果を開発許可申請書に添付すること。</u> <u>＜盛土規制法のみなし許可により必要となる事項（主なもの）＞</u> <u>ア）盛土規制法に基づく手続き</u> <u>盛土規制法の規定により、中間検査や定期報告、完了後の保全義務等の対象となる。</u> <u>イ）盛土規制法に基づく設計者の資格</u> <u>盛土規制法の規定により、資格を有する者が設計すべき対象工事の基準化。</u> <u>ウ）都市計画法第33条第1項第7号の基準への適合</u> <u>都市計画法の規定により、盛土規制法の技術的基準への適合が必要。</u> <u>エ）都市計画法第33条第1項第12号、第13号の適用拡大</u> <u>都市計画法の規定により、自己居住用又は1ha 未満の自己業務用であっても申請者の資力・信用及び工事施行者の能力の基準への適合が必要。</u> <u>オ）是正措置及び罰則の適用</u> <u>都市計画法の是正措置と罰則のほか、盛土規制法の是正措置と罰則も適用される。</u>		
21	I 編・第1章 開発許可制度 21 他の法律との関係	4. 国土利用計画法 一定面積以上の土地について売買などの取引をする場合には、契約を締結した日から2週間以内に、国土利用計画法第23条に基づく土地売買等の届出をし、利用計画目的について審査を受けること。 届出対象面積 ア) 市街化区域…………… 2,000㎡以上 イ) 市街化区域以外の都市計画区域…………… 5,000㎡以上 ウ) 都市計画区域外…………… 10,000㎡以上 <u>（削除）</u>	4. 国土利用計画法 一定面積以上の土地について売買などの取引をする場合には、契約を締結した日から2週間以内に、国土利用計画法第23条に基づく土地売買等の届出をし、利用計画目的について審査を受けること。 ①届出対象面積 ア) 市街化区域…………… 2,000㎡以上 イ) 市街化区域以外の都市計画区域…………… 5,000㎡以上 ウ) 都市計画区域外…………… 10,000㎡以上 ②事務手続き ア) 届出先……………松山市 都市整備部 都市生活サービス課	・課名の削除

22	I 編・第 2 章 開発許可基準 1 法第 34 条 第 1 号該当業種 一覧表	1. 法第 34 条第 1 号該当業種一覧表（公益施設を除く） <u>本表は、法 34 条第 1 号に該当する行為として、市街化調整区域内で開発許可等の申請可能な業種を掲載しているものであり、審査では、申請地選定理由、サービス範囲、事業計画書、事業の必要性及び継続性などについて総合的に判断を行う。</u> （表 省略） （削除） ※ 製造小売とは、申請地建物内で製造し、申請地建物内で販売することを言う。他の店舗の販売物まで製造することは該当しない。	1. 法第 34 条第 1 号該当業種一覧表（公益施設を除く） （新規） （表 省略） ※ 当該表中の分類は、日本標準産業分類表を参考とした。 ※ 製造小売とは、申請地建物内で製造し、申請地建物内で販売することを言う。他の店舗の販売物まで製造することは該当しない。	・注意事項の追加
49	I 編・第 2 章 開発許可基準 2 法第 34 条 第 14 号松山市 運用基準	<u>24【地域経済牽引事業の用に供する施設】</u> <u>1. 要旨</u> <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）（以下「地域未来投資促進法」という）第 14 条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき、同法第 11 条第 2 項第 1 号に規定する土地利用調整区域内において整備される同法第 13 条第 3 項第 1 号に規定する地域経済牽引事業の用に供する施設について適用。</u> <u>2. 用語説明</u> <u>地域経済牽引事業とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、その地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業のことである。</u> <u>地域経済牽引事業を行おうとする者は、地域未来投資促進法第 13 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業計画を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。</u>	（新規）	・地域未来投資促進法に基づく、立地基準の追加

		<u>3. 判断基準</u> <u>(1) 申請者</u> <u>地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた地域経済牽引事業計画の実施主体であること。</u> <u>(2) 申請にかかる土地</u> <u>地域未来投資促進法第11条第3項の規定による同意を受けた土地利用調整区域内の土地であること。</u> <u>(3) 申請にかかる施設とその規模</u> <u>地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき整備される施設とその規模であること。</u>		
50	I 編・第2章 開発許可基準 2 法第34条 第14号松山市 運用基準	<u>25【その他】</u> (省略)	24【その他】 (省略)	・番号の修正

52	I 編・第 3 章 開発許可申請等 の手続き	3 提出図書一覧表 ※印：自己の居住（盛土規制法のみなし許可となるものを除く）及び自己の業務（盛土規制法のみなし許可となるもの及び開発区域が 1 h a 以上のものを除く）の用に供する開発行為については不要。 ○印： 1 h a 未満の開発行為については不要。 △印：自己の居住の用に供する開発行為については不要。 1. 開発行為 <table><tr><th colspan="6">開発許可申請（法第 29 条）</th></tr><tr><th></th><th>提出図書</th><th>様式番号</th><th>関係法令</th><th>備考</th><th>頁</th></tr><tr><td>1</td><td>開発行為許可申請書</td><td>第 4 号の 3 第 5 号</td><td>省令第 16 条</td><td></td><td>131・132</td></tr><tr><td>2</td><td>委任状</td><td></td><td></td><td>印鑑証明書</td><td>177</td></tr><tr><td>3</td><td>※資金計画書</td><td>別記様式第三</td><td>省令第 16 条</td><td></td><td>137</td></tr><tr><td>4</td><td>※資力および信用に関する申告書</td><td>第 1 号様式</td><td>法第 33 条第 1 項第 12 号</td><td></td><td>139</td></tr><tr><td>5</td><td>※工事施行者の能力に関する申告書</td><td>第 2 号様式</td><td>法第 33 条第 1 項第 13 号</td><td></td><td>140</td></tr><tr><td>6</td><td>○設計者の資格に関する申告書</td><td>第 4 号の 2 様式</td><td>省令第 19 条</td><td></td><td>141</td></tr><tr><td>7</td><td>※暴力団等に該当しない旨の誓約書</td><td></td><td></td><td></td><td>180</td></tr><tr><td>8</td><td>△設計説明書</td><td>第 3 号様式</td><td>省令第 16 条</td><td></td><td>142</td></tr></table> 9 以降 番号及び頁の修正	開発許可申請（法第 29 条）							提出図書	様式番号	関係法令	備考	頁	1	開発行為許可申請書	第 4 号の 3 第 5 号	省令第 16 条		131・132	2	委任状			印鑑証明書	177	3	※資金計画書	別記様式第三	省令第 16 条		137	4	※資力および信用に関する申告書	第 1 号様式	法第 33 条第 1 項第 12 号		139	5	※工事施行者の能力に関する申告書	第 2 号様式	法第 33 条第 1 項第 13 号		140	6	○設計者の資格に関する申告書	第 4 号の 2 様式	省令第 19 条		141	7	※暴力団等に該当しない旨の誓約書				180	8	△設計説明書	第 3 号様式	省令第 16 条		142	3 提出図書一覧表 ※印：自己の居住及び業務（開発区域が 1 h a 以上のものを除く）の用に供する開発行為については不要。 ○印： 1 h a 未満の開発行為については不要。 △印：自己の居住の用に供する開発行為については不要。 1. 開発行為 <table><tr><th colspan="6">開発許可申請（法第 29 条）</th></tr><tr><th></th><th>提出図書</th><th>様式番号</th><th>関係法令</th><th>備考</th><th>頁</th></tr><tr><td>1</td><td>開発行為許可申請書</td><td>第 4 号の 3 第 5 号</td><td>省令第 16 条</td><td></td><td>129・130</td></tr><tr><td>2</td><td>委任状</td><td></td><td></td><td>印鑑証明書</td><td>175</td></tr><tr><td>3</td><td>※資金計画書</td><td>別記様式第三</td><td>省令第 16 条</td><td></td><td>135</td></tr><tr><td>4</td><td>※資力および信用に関する申告書</td><td>第 1 号様式</td><td>法第 33 条第 1 項第 12 号</td><td></td><td>137</td></tr><tr><td>5</td><td>※工事施行者の能力に関する申告書</td><td>第 2 号様式</td><td>法第 33 条第 1 項第 13 号</td><td></td><td>138</td></tr><tr><td>6</td><td>○設計者の資格に関する申告書</td><td>第 4 号の 2 様式</td><td>省令第 19 条</td><td></td><td>139</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>△設計説明書</td><td>第 3 号様式</td><td>省令第 16 条</td><td></td><td>140</td></tr></table> （以下、省略）	開発許可申請（法第 29 条）							提出図書	様式番号	関係法令	備考	頁	1	開発行為許可申請書	第 4 号の 3 第 5 号	省令第 16 条		129・130	2	委任状			印鑑証明書	175	3	※資金計画書	別記様式第三	省令第 16 条		135	4	※資力および信用に関する申告書	第 1 号様式	法第 33 条第 1 項第 12 号		137	5	※工事施行者の能力に関する申告書	第 2 号様式	法第 33 条第 1 項第 13 号		138	6	○設計者の資格に関する申告書	第 4 号の 2 様式	省令第 19 条		139							7	△設計説明書	第 3 号様式	省令第 16 条		140	・盛土規制法の運用に伴う提出図書の追加、修正等
開発許可申請（法第 29 条）																																																																																																																												
	提出図書	様式番号	関係法令	備考	頁																																																																																																																							
1	開発行為許可申請書	第 4 号の 3 第 5 号	省令第 16 条		131・132																																																																																																																							
2	委任状			印鑑証明書	177																																																																																																																							
3	※資金計画書	別記様式第三	省令第 16 条		137																																																																																																																							
4	※資力および信用に関する申告書	第 1 号様式	法第 33 条第 1 項第 12 号		139																																																																																																																							
5	※工事施行者の能力に関する申告書	第 2 号様式	法第 33 条第 1 項第 13 号		140																																																																																																																							
6	○設計者の資格に関する申告書	第 4 号の 2 様式	省令第 19 条		141																																																																																																																							
7	※暴力団等に該当しない旨の誓約書				180																																																																																																																							
8	△設計説明書	第 3 号様式	省令第 16 条		142																																																																																																																							
開発許可申請（法第 29 条）																																																																																																																												
	提出図書	様式番号	関係法令	備考	頁																																																																																																																							
1	開発行為許可申請書	第 4 号の 3 第 5 号	省令第 16 条		129・130																																																																																																																							
2	委任状			印鑑証明書	175																																																																																																																							
3	※資金計画書	別記様式第三	省令第 16 条		135																																																																																																																							
4	※資力および信用に関する申告書	第 1 号様式	法第 33 条第 1 項第 12 号		137																																																																																																																							
5	※工事施行者の能力に関する申告書	第 2 号様式	法第 33 条第 1 項第 13 号		138																																																																																																																							
6	○設計者の資格に関する申告書	第 4 号の 2 様式	省令第 19 条		139																																																																																																																							
7	△設計説明書	第 3 号様式	省令第 16 条		140																																																																																																																							
69	I 編・第 3 章 開発許可申請等 の手続き	5 市街化調整区域内で行う開発又は建築行為の許可申請に必要な図書 （24） 地域経済牽引事業の用に供する施設 （必要な図書） 1. 申請地選定理由書 2. 地域経済牽引事業に関する計画書	5 市街化調整区域内で行う開発又は建築行為の許可申請に必要な図書 （新規）	・立地基準追加に伴う添付図書																																																																																																																								

76	Ⅱ編・開発許可 技術基準 (法第33条) 第1章	第2節 予備的調査 2. 都市計画に関する事項 ・(省略) ・宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域の確認	第2節 予備的調査 2. 都市計画に関する事項 ・(省略) ・宅地造成等規制法の規制区域の確認	・法律名
86	Ⅱ編・開発許可 技術基準 (法第33条) 第2章	第2節 道路 4. 道路形態 袋状道路(開発区域 3,000 m ² 以上) (ア)(イ)省略 <u>(ウ)道路の幅員は 5.0m以上を基本とするが、やむを得ず、1)や2)の道路を設置する場合、直線に近い(曲折のない)形状とすること。</u>	第2節 道路 4. 道路形態 (ア)(イ)省略 (ウ)新規	・注意事項の追加
87	Ⅱ編・開発許可 技術基準 (法第33条) 第2章	第2節 道路 4. 道路形態 袋状道路(開発区域 3,000 m ² 未満) (ア)(イ)省略 <u>(ウ)道路の幅員は 5.0m以上を基本とするが、やむを得ず、1)や2)の道路を設置する場合、直線に近い(曲折のない)形状とすること。</u>	第2節 道路 4. 道路形態 (ア)(イ)省略 (ウ)新規	・注意事項の追加
180	Ⅲ編・様式一覧	<u>暴力団等に該当しない旨の誓約書</u> <u>(省略)</u>	(新規)	・誓約書の追加

※技術基準の変更により、事前協議同意済みの内容に支障がある場合は、本申請までに建築指導課と協議すること